

三位一体改革の推進に関する緊急決議

平成17年11月14日

地 方 六 団 体
(地方自治確立対策協議会)

地 方 分 権 推 進 連 盟

三位一体改革の推進に関する緊急決議

小泉内閣が進める「官から民へ」、「国から地方へ」の構造改革は、先の衆議院議員総選挙においても国民の強い支持を得た。「三位一体の改革」は、「国から地方へ」の改革の最大の柱であり、待ったなしの改革である。

我々地方六団体は、すでに昨年3.2兆円の国庫補助負担金改革案を提出したところであるが、改革を前に進め、3兆円の税源移譲を確実なものとするため、再度「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、7月20日に改めて政府へ提出した。我々地方は、政府の要請に対し、その都度、誠意をもって真摯に対応してきた。

小泉内閣総理大臣は、特別国会の所信表明演説などにおいて、「三位一体の改革」を郵政民営化関連法案成立後の大きな柱として位置づけ、取り組みへの強い決意を示された。また、改革の推進に当たっては、「地方の意見を尊重する」と繰り返し言明されている。

政府においては、地方六団体と誠意を持って協議を行うとともに、小泉内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、真の地方分権の確立のため、地方の改革案に沿って、強力に「三位一体の改革」を進めるべきである。

ここに、地方六団体は、下記事項について実現を強く求める。

記

- 1 平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施すること。
- 2 国庫補助負担金改革の残された6千億円については、政府の要請を受け提出した地方の改革案(2)の中から実現すること。
- 3 施設整備費国庫補助負担金については、地方の裁量を大幅に高めるため、税源移譲の対象とすること。
- 4 義務教育費国庫負担金については、地方案に沿った税源移譲を実現すること。

- 5 生活保護は国の責務として行うべき事務であり、国の責任放棄、地方への負担転嫁は、断固阻止するものであること。
- 6 国庫補助負担金の交付金化は、国に権限と財源が残り、改革とは、認められないこと。
- 7 平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」を踏まえ、地方団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。
- 8 「三位一体の改革」は、平成18年度までの第1期改革にとどまることなく、引き続き19年度以降も分権型社会の構築にむけて「第2期改革」として更なる改革を強力に推進すること。
- 9 「三位一体の改革」を真の地方分権に資する改革として推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。
- 10 我々地方は、納税者である住民の信頼に応えるべく、職員定数の適正化や給与水準の見直し等、一層の危機意識と改革意志を持って、更なる行財政改革を進める決意である。
地方に権限と財源を移す真の「三位一体の改革」は、国・地方を通じた最大の行財政改革であること。

以上、決議する。

平成17年11月14日

地 方 六 団 体
(地方自治確立対策協議会)
全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会

地方分権推進連盟